

令和4年度 第9回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年12月27日(火) 14:00~15:07	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	な し		
出席者 総 数	出席委員 8名		
事務局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	4番 下河内委員 5番 川尻委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第48号 農地法等に基づく処分に係る審査基準について 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第52号 非農地証明申請について 議案第53号 農地利用集積計画の決定について 議案第54号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項		

1 開 会

事務局長 年末のお忙しい中、また、お寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、令和4年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議録作成のため本会議を録音しますことをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お忙しい中、ありがとうございます。コロナ感染については、本年も終息を迎えずに終わろうとしています、皆様方に置かれましては、一層、お体ご自愛下さい。本日も会議進行に御協力をよろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては4番の下河内委員と5番の川尻委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平、佐山、久保の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法等に基づく処分に係る審査基準の承認について。

2つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。

3つ目は、非農地証明申請について。

4つ目は、農地利用集積計画について。

5つ目は、農業振興地域整備計画の変更について。以上です。

なお、農地法等に基づく処分に係る審査基準の承認については、先月の議案にも載せましたとおりです。総会の最後に承認の可否を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 日程第4の議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

兼平書記	<p>議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、譲渡人、A、譲受人、B。</p> <p>所在地、能美町●●字○○_番_、外 1 筆、合計面積、433 m²。</p> <p>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「本人名義の他に父親名義の耕作地もあり、少しずつ農作業が困難になっているため、有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「以前から耕作地を規模拡大したいと考えており、現在、耕作している農地の隣接地であるため、有償で譲り受ける。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	川尻委員、お願いします。
川尻委員	事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	他に質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号 2、譲渡人、C、譲受人、D。</p> <p>所在地、能美町●●字○○_番_の 1 筆、面積、882 m²。</p> <p>申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「遠方に居住しており江田島市に転居する予定はないことから、現在、休耕地となっている申請地の処分を検討していた。今回、譲受人との合意が得られたため、無償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「譲渡人からの依頼に応じて、当該地を無償で譲り受け、自家消費用の野菜類や J A 出荷用の椿を栽培する。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	田中委員、お願いします。
田中委員	事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	他に質問等ございませんか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号 3、譲渡人、E、譲受人、D。 所在地、能美町●●字○○_番_、外 1 筆、合計面積、587 m²。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「数年前に畑の耕作を止めて放置していたが、この度、隣地を取得する話を聞いたので、当該所有地についても取得の打診を行った。今回、譲受人との合意が得られたため無償で譲り渡す。」 譲受人は「譲渡人からの依頼に応じて当該地を無償で譲り受け、自家消費用の野菜類や J A 出荷用の椿を栽培する。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	田中委員、お願いします。
田中委員	事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願いします。
議長	他に御質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号 4、譲渡人、F、譲受人、G。 所在地、江田島町字○○_番_の 1 筆、面積、1,276 m²。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから無償で譲り渡す。」 譲受人は「以前から実家に近い場所での農業を考えていたので、無償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	山田委員、お願いします。

山田委員　この農地は、道路に隣接する土地ではありますが、法面のような斜面の状態で雑木が生えております。雑木を伐根して、オリーブを植えることは大変だと思いますが、所有することについては問題無いと思います。よろしくお願ひします。

議　長　他に質問等ございませんか。

委　員　無しの声あり。

議　長　採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手。

議　長　全会一致で許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局は、説明をお願いします。

兼平書記　議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和4年12月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、H。

所在地、大柿町●●字○○__番_の1筆、地目、台帳、田、現況、雑種地、面積、18㎡。字○○__番_、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積、405㎡。

申請理由は、「現在、更地になっているが過去には、建物があり駐車場スペースは、貸出していた。この度、売却の計画があり地目変更登記を行う必要があるため、始末書を添えて許可申請する。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。

議　長　中福委員、お願いします。

中福委員　事務局が説明したとおりで間違いありません。現地確認を胡子推進委員、山本推進委員、事務局3人で行いました。始末書も提出されていますので、問題無いと思いますので、よろしくお願ひします。

議　長　他に質問等ございませんか。

委　員　無しの声あり。

議　長　採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手。

議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 2、申請人、I。 所在地、大柿町●●字○○__番_の 1 筆、地目、台帳、田、現況、宅地、面積、940 m ² 。 申請理由は、「昭和 50 年から昭和 52 年にかけて建物を建築した際に農地法の許可を失念しており、今回、相続手続きを行うときに判明した。正式な地目に転用するため始末書を添えて許可申請する。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	事務局が説明したとおり、こちらも追認案件となります。現地は写真のとおりで、とても農地とは言えません。当該地は、駐車場に地目変更をしなければいけないと思いますので、許可をよろしくお願いします。
議 長	他に御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で農地法第 4 条の審議を終わりにして、議案第 51 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第 51 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、譲渡人、J、譲受人、K。 所在地、能美町●●字○○__番_の 1 筆、面積、38 m ² 。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「昭和 54 年頃、申請地上に居宅を建築した。本来、居宅の建築の際に農地法の許可を得るべきところを失念していた。今回、当該地を贈与するため始末書を添えて申請する。」 譲受人は「当該地の贈与を受け、所有権移転、地目変更登記を行う。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。
議 長	川尻委員、お願いします。
川尻委員	事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

議 長	他に御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 2、譲渡人、L、譲受人、M。 所在地、江田島町●●__丁目__番地_の 1 筆、面積、152.06 m ² 。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人からの希望により有償で譲り渡す。」 譲受人は「当該地の近隣で牡蠣の養殖業を営んでおり、その事業継続のために駐車場の確保が必要不可欠である。本件の土地以外は、駐車場に適した場所がないため有償で譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。
議 長	私が現地確認を行いましたので説明させていただきます。国道沿いの畑で適正に管理されておりました。国道に面した土地で牡蠣屋さんからも近いため、駐車場への転用もいたしかたないと思います。特段、問題ありませんので、よろしくをお願いします。何か御意見等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で農地法第 5 条の審議を終わりました、議案第 52 号、非農地証明申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第 52 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号 1、申請人、N。 所在地、大柿町●●字○○__番_外 4 筆、字○○__番_外 3 筆、字○○__番_外 2 筆の全 12 筆、合計面積、10,192 m ² 。 申請理由は「高齢で畑に行くことが不可能となり、昭和 41 年頃から荒廃地になった。以前はミカン、葉タバコ、さつまいもを耕作していた。」以上、御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。

中福委員 現地写真のとおりで、全ての農地が荒れていました。農地に再生するのは雑木が群生していたり、斜面であったり、現況が山林の様相をしていたりで困難であると思います。農地としての再生は困難で、地目を原野や山林に変更することは、仕方ないと思います。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 2、申請人、O。
所在地、大柿町●●字○○__番_外 3 筆、合計面積、2,174 m²。
申請理由は「昭和 31 年に廿日市町に転居してから、通作が困難になり荒廃地になった。」以上、御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 現地確認を行いました。全ての農地が山林化していましたので、農地への再生は困難だと思います。問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 3、申請人、P。
所在地、江田島町字○○__番の 1 筆、面積、2,117 m²。
申請理由は「元々、山の中の耕作困難地で果樹園を営んでいたが、結局、耕作できなくなり現況は山林となっている。」以上、御審議をお願いします。

議長 私が現場確認を行いました。元○○小学校から南東方向にかなり上がった山の斜面にある農地で、現地付近には、たどり着けないほどの農地でした。遠く

から確認するくらいの土地で、一体が山林になっているので非農地への転用も仕方ないと思います。何か御意見等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で非農地証明申請の審議を終わりました。議案第 53 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第 53 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号 1、所在地、江田島町●●__丁目__番_、面積、764 m²。

所有者、江田島町●●__丁目、Q 外、権利の種類、所有権。

設定を受ける者、大柿町●●、R、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から 10 年間。以上、新規 1 件です。御審議をお願いします。

議長 何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、本計画は決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積計画の決定を終わりました。議案第 54 号の農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

久保書記 議案第 54 号、農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、江田島市長から農業振興地域整備計画の変更について諮問があったので、農業委員会の意見を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

本案件につきましては、市が指定した農用地を除外する案件が 7 件、市の農用地に指定し、編入する案件が 13 件、合計で 20 件となっております。

7 件の農用地の除外について説明します。

位置番号 1 及び 2 は、駐車場とするため農用地から除外する案件です。

位置番号 3 及び 4 は、住宅用建設用地とするため農用地から除外する案件です。

位置番号 5 及び 6 は、太陽光発電設備用地とするため農用地から除外する案件です。

位置番号 7 は、△△を運営する工事事務所等用地とするため農用地から除外する案件です。

13 件の農用地の編入について説明します。

位置番号 8 からページが変わって、位置番号 20 までは、先々月の第 7 回農業委員会総会の議案第 43 号、農用地利用集積計画の決定において承認を得ました。沖美町●●地区のレモン団地造成・□□関係の農地の一部となっております。

来年度予定をしております、借り受けた農地を圃場として整備する、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施するに当たり、農業の利用を目的とした農用地に本案件の 13 筆は、指定されていなかったため農用地として指定し、編入する案件です。以上、20 件です。土地の所在につきましては、地図を添付しております。御審議をお願いします。

議 長 何か御質問等ございませんか。無いようですので、私から質問をお願いします。今回、□□の事業に係る地区について、中間管理機構の事業を使おうとすると、農振農用地でないと事業ができないという規定があります。だから、農振農用地に入れるのだらうと思います。地区の選定が決まった時点で、県に申請しておけば同時進行で可能なのか、始まる前までには、許可をもらっておく必要があるのか、どちらなのかを教えてください。

久保書記 この事業に携わっている県からは、今年度中、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択申請を行っている段階で、今、採択を待っている状態です。その採択は、4 月から 6 月頃だと聞いております。それまでには、農用地への編入が必要となる訳ですから、県から急ぐように指示をされておりました。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。今回、申請の計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 本計画の変更について、諮問のとおり決定とさせていただきます。以上で農業振興地域整備計画の変更を終わりました。議案第 48 号、農地法等に基づく処分に係る審査基準の承認について、事務局から説明をお願いします。

兼平書記	議案第 48 号、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に基づき、処分に係る行政手続法第 5 条第 1 項の規定による審査基準第 6 条の規定による標準処理期間及び第 12 条第 1 項の規定による処分の基準を定めるため、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 12 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
佐山書記	先月、お配りしました農地法に基づく江田島市農業委員会の処分に係る審査基準（案）についてですが、一読していただいたでしょうか。会長の命により一カ月の猶予期間を設けましたので、考えていただいたと思います。今日が 27 日になりますので、今日、明日にもホームページ上に載せなければなりません。会長をはじめ、委員の皆様方、どうでしょうか。
議長	事務局にお願いします。基準は決めなくてはならないので、この案で良いと思います。それとプラスで、市民の皆さんに分かりやすくするため各ポイントを押さえた、概要版を作るようにしてください。文章ばかりでは、誰も読まないと思います。
事務局長	分かりました。審査基準は、本案で決定とさせていただき、概要版を策定します。
議長	それでは採決に入ります。審査基準の決定について、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で審査基準について承認とします。以上で農地法等に基づく処分に係る審査基準の承認を終わります。日程第 5 の協議事項に入ります。事務局は、何かありますか。
佐山書記	来年の 4 月から引上げとなります。農業委員会委員報酬についてです。会長職が 17,000 円から 32,000 円、会長職務代理者が 16,500 円から 28,000 円、農業委員、推進委員が 16,000 円から 25,000 円に、それぞれ上がります。この報酬の引上げは、12 月の江田島市議会で議決されましたので、来年、令和 5 年 4 月分の報酬から引上げとなります。以上です。
川尻委員	新しい農業委員の募集は、行わないのですか。
佐山書記	報酬の引上げが決定となりましたので、来年度、早々にも募集を始めたいと思います。広報等にも新しい報酬額を載せられますから。
議長	事務局にお願いがあります。来年 10 月末までが、我々の任期となります。前会、農協や部会等の推薦人の数が乱発されていたと思います。本来であれば、各団体 1 人が団体推薦枠になるのが妥当だと思います。そうしないと、農協だ

けで4人推薦枠を設けると、広く募集することができなくなる恐れがあると思います。団体推薦は、点数が高いと聞いておりますので、その辺を考慮して検討してください。

事務局長 分かりました。

議長 後は、再三、言われています女性委員の登用についてです。こちらも含めて何か農業委員会の募集について、良い案がございましたら、私か事務局の方に御連絡ください。よろしくお願いします。

委員 分かりました。

議長 何も無いようであれば、今月の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。